

## 福岡女子商業高等学校学則

### 目次

- 第1章 総則(第1条-第3条)
  - 第2章 学年、学期及び休業日(第4条・第5条)
  - 第3章 教科課程及び授業時数(第6条・第7条)
  - 第4章 課程の終了(第8条)
  - 第5章 職員組織(第9条)
  - 第6章 入学、退学、転学及び休学(第10条-第17条)
  - 第7章 授業料等の納期等(第18条)
  - 第8章 賞罰(第19条・第20条)
  - 第9章 補則(第21条)
- 附則

### 第1章 総則

#### (目的)

第1条 那珂川町立福岡女子商業高等学校(以下「高等学校」という。)は、教育基本法(平成18年法律第120号)、学校教育法(昭和22年法律第26号)、その他の教育に関する法令及び那珂川町立高等学校条例(昭和46年条例第41号。以下「条例」という。)に則り、高等普通教育及び専門教育を施すことを目的とする。

〔那珂川町立高等学校条例(昭和46年条例第41号。以下「条例」という。)]

#### (学科及び募集定員)

第2条 高等学校の名称、課程、学科、及び募集定員及び修業年限は、別表のとおりとする。

#### 〔別表〕

#### (通学区域位置)

第3条 高等学校の通学区域は、福岡県筑紫郡那珂川町片縄北1丁目4番1号に置く町教育委員会の定めるところによる。

### 第2章 学年、学期及び休業日

#### (学年、学期)

第4条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

2 学年を分けて次の3学期とする。~~ただし、高等学校長(以下「校長」という。)が必要と認めるときは、那珂川町教育委員会(以下「教育委員会」という。)の承認を得て、2学期制をとることができる。~~

第1学期 4月1日から8月31日まで

第2学期 9月1日から12月31日まで

第3学期 1月1日から3月31日まで

(休業日)

第5条 学校の休業日は、学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第61条第1項に規定する休業日のほか、~~とし、同項第3号に規定する教育委員会が定める日は、~~次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 学年始休業日 4月1日から4月5日まで

(2) 夏季休業日 7月21日から8月31日まで

(3) 冬季休業日 12月25日から1月7日まで

(4) 学年末休業日 3月21日から3月31日まで

(5) その他の休業日 校長が学校運営上又は教育上必要と認める日で年間を通じ10日以内

2 前項第2号に規定する期間中、1日以上は指導のため生徒を登校させなければならない。

3 特別の事情があるときは、第1項第2号、第3号及び第4号に規定する休業日の期間を変更することができる。~~ただし、この場合、校長はあらかじめその理由、期日及び期間を具し、教育委員会の承認を得なければならない。~~

4 第1項第5号に規定する休業日については、校長はあらかじめその理由、期日及び期間を具し、教育委員会に報告示さなければならない。

5 教育上必要があり、かつ、やむを得ない事由があるときは、~~校長は、あらかじめ教育委員会に届け出て~~休業日に授業を行うことができる。

6 非常変災その他急迫の事情があるときは、校長は臨時に授業を行わないことができる。~~この場合においては、次の各号に掲げる事項を直ちに教育委員会に報告しなければならない。~~

~~(1) 授業を行わない期間~~

~~(2) 非常変災その他急迫の事情の概要~~

~~(3) その他校長が必要と認める事情~~

第3章 教科課程及び授業時数

(教科課程)

第 6 条 教科課程は、~~学習指導要領の基準により、校長がこれを定める別表のとおりとする。~~

(授業時数)

第 7 条 毎週の授業時数及び授業開始の時刻は、校長がこれを定める。

第 4 章 課程の終了

(卒業証書)

第 8 条 校長は高等学校の全日制の課程を終了した者に対しては、卒業証書(様式第 1 号)を授与する。

第 5 章 職員組織

(職員組織)

第 9 条 高等学校には、校長、教頭、教諭、事務職員その他必要な職員を置く。

2 学校には、前項に規定するもののほか、副校長、主幹教諭及び指導教諭を置くことができる。

~~3 前項の職員の定員は、別に定めるところによる。~~

第 6 章 入学、退学、転学及び休学

(入学)

第 10 条 高等学校に入学することのできる者は、中学校若しくはこれに準ずる学校を卒業した者又はこれと同等以上の学力があると認められる者とする。

第 11 条 入学は校長が許可する。

2 入学志願者の選抜は別に定めるところによる。

第 12 条 第 2 学年以上に入学許可される者は、相当年齢に達し、前各学年の課程を修了した者と同等以上の学力があると認められた者とする。

(入学願書)

第 13 条 入学志願者は、所定の入学願書(様式第 2 号に準ずる。)に入学選考料を添え、出身学校長を経て校長に願い出なければならない。

(誓約書)

第 14 条 入学の許可を受けた者は、10 日以内に保護者連署の上、誓約書(様式第 3 号)を校長に提出しなければならない。

2 前項に規定する保護者は、次の資格を有する者でなければならない。ただし、校長において不相当と認めるときは、これを変更させることができる。

(1) 本人の父母、兄姉、後見人又は縁故者

(2) 成年者で独立の生活を営む者

3 保護者を変更し、又は保護者の住所氏名等に変動があったときは、直ちに校長に届け出なければならない。

(退学及び転学の願い出)

第 15 条 生徒が退学又は転学をしようとするときは、その事由その他必要な事項を詳記し、保護者連署して校長に願い出なければならない。

(休学)

第 16 条 生徒が病気その他やむを得ない事由により 3 カ月以上引続いて出席し難いときは、期間を定め、医師の診断書又は詳細な事由書を添え、保護者連署して校長に休学を願い出ることができる。

2 休学の期間は 1 年以内とする。ただし、校長が必要と認めるときは、その期間を延長することができる。

第 17 条 休学中の者が復学しようとするときは、その事由を具し、保護者連署して校長に願い出て、その許可を受けなければならない。ただし、病気休学の場合は、医師の診断書を添付するものとする。

第 7 章 授業料等の納期等

(納期等)

第 18 条 入学選考料、入学金、授業料、入学時施設費及び施設費(以下「授業料等」という。)の額及びの納期は、次のとおりとする。

<u>入学選考料</u> <u>(出願時)</u>	<u>入学金</u> <u>(入学時)</u>	<u>授業料</u> <u>(年額)</u>	<u>入学時施設費</u> <u>(入学時)</u>	<u>施設費</u> <u>(年額)</u>
15,000	50,000	240,000	120,000	120,000

書式変更: 中央揃え

書式変更: 右揃え

その他必要な費用は別途定める。

(1) 入学選考料 受験願書受け付けの日

(2) 入学金及び入学時施設費 入学後 7 日以内

(3) 授業料及び施設費 毎月 20 日まで

2 生徒の保護者は、生徒が前項の授業料等を納めない場合は、生徒に代って、これを納めなければならない。

3 学年の中途において入学又は退学する者は、入学の場合は入学の月から、退学の場合は退学の月まで授業料及び施設費を納めなければならない。

4 校長は、授業料及び施設費の滞納が 3 ヶ月以上にわたる者に対しては、その出席を停止することができる。

5 第1項の規定にかかわらず高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）第4条及び第17条に規定する申請及び届出を行った者の授業料は、別に教育委員会が通知するの日を納期とすることができる。

6 授業料等は、必要に応じて減免することができる。減免の対象者、金額等は別に定める。

## 第8章 賞罰

(懲戒)

第19条 高等学校において行う懲戒は、訓告、停学及び退学とする。

第20条 前条の規定による退学は、次の各号の一に該当する者に限る。

- (1) 性行不良で改善の見込がないと認められる者
- (2) 学力劣等で成業の見込がないと認められる者
- (3) 正当な理由がなくて出席が常でない者
- (4) 学校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者

2 前項の規定により退学の処分を行ったときは、校長は速やかにその事由を具し、教育委員会理事長に報告しなければならない。

## 第9章 補則

(施行細則)

第21条 この学則施行に関する細則は、校長がこれを定める。

附 則

この学則は、公布の日から施行し、平成昭和2952年4月1日から適用する。

附 則(昭和53年2月27日教委訓令第1号)

この学則は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則(昭和56年3月24日教委規則第8号)

この学則は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則(昭和58年3月26日教委規則第2号)

この学則は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則(昭和61年4月19日教委規則第3号)

この規則は、公布の日から施行する。

~~附 則(平成元年 12月 22日教委規則第 6号)~~

~~この規則は、公布の日から施行する。~~

~~附 則(平成 3年 9月 19日教委規則第 5号)~~

~~この規則は、公布の日から施行する。~~

~~附 則(平成 3年 12月 25日教委規則第 6号)~~

~~この規則は、公布の日から施行する。~~

~~附 則(平成 4年 7月 16日教委規則第 12号)~~

~~この規則は、平成 4年 9月 1日から施行する。~~

~~附 則(平成 5年 9月 16日教委規則第 8号)~~

~~この規則は、公布の日から施行する。~~

~~附 則(平成 7年 1月 20日教委規則第 2号)~~

~~この規則は、平成 7年 4月 1日から施行する。~~

~~附 則(平成 7年 11月 21日教委規則第 10号)~~

(施行期日等)

~~この規則は、平成 8年 4月 1日から施行する。~~

~~附 則(平成 13年 3月 19日教委規則第 7号)~~

~~この規則は、平成 13年 4月 1日から施行する。~~

~~附 則(平成 14年 9月 20日教委規則第 12号)~~

~~この規則は、公布の日から施行し、改正後の別表の規定は平成 15年度入学生から適用する。~~

~~附 則(平成 19年 3月 28日教委訓令第 16号)~~

~~この規則は、公布の日から施行し、平成 18年 12月 22日から適用する。~~

~~附 則(平成 19 年 6 月 5 日教委訓令第 20 号)~~

~~この規則は、公布の日から施行し、改正後の別表の規定は、平成 20 年度に第 1 学年に入学する者から適用する。~~

~~附 則(平成 20 年 5 月 29 日教委訓令第 22 号)~~

~~この規則は、公布の日から施行し、平成 19 年 12 月 26 日から適用する。~~

~~附 則(平成 22 年 2 月 23 日教委訓令第 9 号)~~

~~この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。~~

~~附 則(平成 22 年 6 月 24 日教委訓令第 5 号)~~

~~この学則は、公布の日から施行し、改正後の那珂川町立高等学校学則の規定は、平成 22 年 4 月 1 日から適用する。~~

~~附 則(平成 26 年 1 月 24 日教委規則第 5 号)~~

2 平成 28 年度以前に入学した者の授業料等は以下の通りとする。ただし、その他必要な費用は同額とする。

**区分 那珂川町内居住者 那珂川町外居住者**

授業料	9,900 円	9,900 円
施設費	3,100 円	5,000 円

~~この学則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。~~

別表(第 2 条関係)

名称	課程	学科	募集定員	修業年限
福岡女子商業高等学校	全日制	商業系	240 人	3 年
		総合ビジネス科 情報ビジネス科		

表の書式変更

別表（第6条関係）



教科	科目	商業系						
		共通	総合ビジネス科				情報ビジネス科	
			進学・高資格取得コース		商業実践コース		情報実践コース	
1年	2年	3年	2年	3年	2年	3年		
国語	国語総合	3						
	国語表現			2				
	現代文B		2	3	2	3	2	3
	古典B		2		2		2	
地理歴史	世界史A	2						
	日本史A			2		2		2
	地理A							
公民	現代社会		2		2		2	
	政治・経済			2		2		2
数学	数学I	3						
	数学II			3		3		3
	数学A		2	2	2	2	2	2
理科	科学と人間生活	2						
	生物基礎		2		2		2	
保健体育	体育	2	2	3	2	3	2	3
	保健	1	1		1		1	
芸術	音楽I	2						
	書道I							
外国語	コミュニケーション英語I		3		4		4	
	コミュニケーション英語II			5		4		4
	英語表現I		3					
	英語表現II			2				
家庭	英語会話	3						
	家庭基礎			2				
情報	家庭総合				2	2	2	2
	社会と情報							
小計		18	19	26(24)	19	19	19	19
商業	ビジネス基礎	2						
	課題研究			3		3		3
	総合実践簿記					2		2
	財務会計I	4					2	
	情報処理	3				2		4
	Webデザイン							
	計算事務	2						
	応対実務						1	1
	文書処理				2		2	2
	マーケティング演習						2	
	マネー実務					2		2
	ソフトウェア活用					2		2
パソコン演習							2	
商業演習A								
商業演習B		6						
商業演習C		4						
小計		11	10	3(5)	10	10	10	10
総合的な学習の時間		1	1	1	1	1	1	1
ホームルーム		1	1	1	1	1	1	1
合計		31	31	31	31	31	31	31

※ 普通教科「情報」は、専門教科の「情報処理」で代替します。

変更されたフィールドコード